

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 賦課基準 (隠ぺい仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度)</p> <p>5</p> <p>(注)<u>法人税法第 57 条第 5 項</u>.....</p> <p>(隠ぺい仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)</p> <p>6 <u>法人税法施行令第 112 条第 10 項の規定を適用するに当たり、同項に規定する被合併法人となる連結法人又は残余財産が確定した連結法人がそれぞれ同項に規定する合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度において欠損金額を不正事実に基づき過大に申告し、その過大な欠損金額を同項に規定する連結子法人である内国法人の最後事業年度の損金の額に算入していた場合において、その損金算入額を否認したときは、その損金算入をした最後事業年度(所得金額が生じるものに限る。)</u>について重加算税を課すことになる。</p>	<p>第 1 賦課基準 (隠ぺい仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度)</p> <p>5</p> <p>(注)<u>法人税法第 57 条第 6 項</u>.....</p> <p>(隠ぺい仮装に基づく最後事業年度又は分割前事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)</p> <p>6 <u>法人税法施行令第 112 条第 12 項の規定を適用するに当たり、次に掲げる法人がそれぞれ次に掲げる欠損金額を不正事実に基づき過大に申告し、その過大な欠損金額を同項に規定する連結法人である内国法人の最後事業年度又は分割前事業年度(以下「最後事業年度等」という。)</u>の損金の額に算入していた場合において、その損金算入額を否認したときは、その損金算入をした最後事業年度等(所得金額が生じるものに限る。)について重加算税を課すことになる。</p> <p>(1) <u>同項第 1 号に規定する被合併法人 同号に規定する合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額</u></p> <p>(2) <u>同項第 2 号に規定する分割法人 同号に規定する合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額</u></p> <p>(3) <u>同項第 3 号に規定する内国法人 同号に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額</u></p> <p>なお、同項に規定する連結法人(連結子法人に限る。)<u>が、同項に規定する分割前事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2 重加算税の計算 (重加算税を課す留保金額の計算等)</p> <p>4 特定同族会社……………法人税法第67条第1項(特定同族会社の特別税率)……………<u>同法第67条第3項</u>……………</p>	<p><u>の日までの間に法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号の規定により連結納税の承認を取り消された場合において、当該分割前事業年度の損金算入額を否認しても当該分割前事業年度では所得金額が生じなかったため、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっているときには、その過大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしている事業年度について重加算税を課すことになる。</u></p> <p>第2 重加算税の計算 (重加算税を課す留保金額の計算等)</p> <p>4 同族会社……………法人税法第67条第1項(同族会社の特別税率)……………<u>同法第67条第2項</u>……………</p>